

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が別表の「決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで行った同表の「処分の内容」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、令和6年（2024年）12月20日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定により、「各課に送信したメールへの対処及びメール内容」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、別表の「決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年2月10日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

〇〇、〇〇、〇〇においても開示決定すべきである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、審査請求人が各課に送信したメール内容を開示する本件処分を関係

8課において行っているが、審査請求人は、「〇〇、〇〇、〇〇においても開示すべき」と主張していることから、本件請求に係る保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

本件請求に係る対象となる保有個人情報の探索経緯について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、審査請求人の指摘する上記3課を含め、本件処分に当たり開示決定を行わなかった実施機関の各課室においても、本件請求に係る保有個人情報を探索した上で判断を行っているとのことであった。

山口県公文書等管理条例（令和5年山口県条例第1号）第2条第2項では、公文書の定義について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

個別の文書が実施機関の職員が組織的に用いるものに該当するかどうかは、当該文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況及び当該文書の保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して判断すべきものとされており、所管業務の範囲や程度を明らかに超える要求等で、実施機関の職員が組織的に用いていないメールについては、公文書に該当しないと考えられることから、実施機関の各課室で本件請求に係る保有個人情報を探索した上で判断を行っており、本件請求人の主張する保有個人情報の特定漏れ、その他本件処分に係る違法又は不当はないとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

2 その他

審査請求人は、種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表（本件請求に対する実施機関の処分）

決定通知書の日付及び文書番号	処分の内容
令和7年1月30日 令6〇〇第1480号	開示決定
令和7年1月30日 令6〇〇第110号	”
令和7年1月30日 令6〇〇第243号	”
令和7年1月30日 令6〇〇第291号	”
令和7年1月30日 令6〇〇第263号	”
令和7年1月30日 令6〇〇第531号	”
令和7年1月28日 令6〇〇第306号	”
令和7年1月30日 令6〇〇第457号	”

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 7年 3月 26日	実施機関から諮問を受けた。
令和 7年 12月 12日	事案の審議を行った。
令和 8年 2月 19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿
（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
通 山 和 史	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和8年2月19日現在）